

夢を実現する第一歩のために

2020年4月号

ミツヒロニュース



新年度を迎える、新たな気持ちでスタートする月ですが、新型コロナウィルスを原因とする、あらゆる困難が押し寄せています。

4月特別号において『有事の際の資金調達方法』について解説しています。

今の状況がいつまで続くか分かりませんが、資金不足とならないよう、資金繰り計画をしっかりと立てて、この局面を乗り切りましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇年収いくらまでなら控除が可能？
配偶者控除と配偶者特別控除
- ◇4月から限度額の記載が必要となる身元保証書
- ◇情報セキュリティ10大脅威と企業のセキュリティ対策
- ◇4月開催セミナー延期のお知らせ
- ◇あとがき
「コロナショック」

年収いくらまでなら控除が可能？ 配偶者控除と配偶者特別控除

人の異動が活発なこの時期に、改めて配偶者控除と配偶者特別控除について、確認をしておきましょう。

1. 配偶者控除・配偶者特別控除とは

一定の要件に該当する配偶者がいる所得者（以下、本人）は、本人やその配偶者の合計所得金額に応じて、「配偶者控除」又は「配偶者特別控除」として、次の控除額を本人の合計所得金額から控除することができます。

所得控除	控除額（単位：万円）		
	配偶者の年齢※	所得税	住民税
配偶者控除	70歳未満	13～38	11～33
	70歳以上	16～48	13～38
配偶者特別控除	1～38		1～33

（※）その年12月31日現在の年齢

本人がサラリーマンであれば、年末調整の時に【給与所得者の配偶者控除等申告書】（実際は、他の申告書との兼用様式【給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書】）を事業主へ提出することで、控除を受けることができます。提出忘れに注意しましょう。

2. 対象となる配偶者とは

“一定の要件に該当する配偶者”とは、原則としてその年の年末時点で次の3つの条件すべてにあてはまる人をいいます。

対象となる“配偶者”的要件

- 婚姻届が提出されている配偶者であること
⇒ 内縁関係者は対象外です
- 納税者と生計が一緒であること
⇒ 一緒に暮らしているかどうかは関係ありません
- 青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

3. 本人や配偶者の所得制限

「配偶者控除」や「配偶者特別控除」の適用には、下表の通り、所得制限があります。

本人・配偶者いずれか一方が所得制限から外れてしまうと、適用できません。

所得控除	合計所得金額（令和2年分～）	
	本人	配偶者
配偶者控除	1,000万円以下	48万円以下
		48万円超 133万円以下
配偶者特別控除		

上表の合計所得金額について、本人は従来通りですが、配偶者は令和2年分（住民税は3年度分）から変わりました。ただし、所得が給与のみの場合、収入ベースでは本人は変わりましたが、配偶者は従来通りです。これらは、基礎控除額や給与所得控除額の改正の影響によるものです。
(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

いずれにしろ、適用を受ける控除額は、本人や配偶者の合計所得金額に応じて異なります。それぞれの合計所得金額に注意を払い、控除額を導き出します。いくらになるか、下記の表でご確認ください。

○配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額－令和2年分（住民税は令和3年度分）以降－

配偶者		合計所得金額			本人		
参考：給与のみの場合の年収		合計所得金額			参考：給与のみの場合の年収※1		
					1,095万円以下	1,095万円超	1,145万円超
					1,145万円以下	1,195万円以下	
		合計所得金額			合計所得金額		
					900万円以下	900万円超	950万円超
					950万円以下	1,000万円以下	
					(上段) 所得税 (下段) 住民税		
103.0万円以下		48万円以下			38万円	26万円	13万円
		70歳以上※2			33万円	22万円	11万円
					48万円	32万円	16万円
					38万円	26万円	13万円
103.0万円超 150.0万円以下		48万円超 95万円以下			38万円	26万円	13万円
					33万円	22万円	11万円
150.0万円超 155.0万円以下		95万円超 100万円以下			36万円	24万円	12万円
					33万円	22万円	11万円
155.0万円超 160.0万円以下		100万円超 105万円以下			31万円	21万円	11万円
					31万円	21万円	11万円
160.0万円超 166.8万円未満		105万円超 110万円以下			26万円	18万円	9万円
					26万円	18万円	9万円
166.8万円以上 175.2万円未満		110万円超 115万円以下			21万円	14万円	7万円
					21万円	14万円	7万円
175.2万円以上 183.2万円未満		115万円超 120万円以下			16万円	11万円	6万円
					16万円	11万円	6万円
183.2万円以上 190.4万円未満		120万円超 125万円以下			11万円	8万円	4万円
					11万円	8万円	4万円
190.4万円以上 197.2万円未満		125万円超 130万円以下			6万円	4万円	2万円
					6万円	4万円	2万円
197.2万円以上 201.6万円未満		130万円超 133万円以下			3万円	2万円	1万円
					3万円	2万円	1万円

(※1) 所得金額調整控除が適用される場合は、各金額に15万円を加えた金額。
また、給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合は金額が異なる。

(※2) その年の12月31日現在における配偶者の年齢が70歳以上の場合を指す。



配偶者控除

配偶者特別控除

4月から限度額の記載が必要となる身元保証書

従業員が会社に何らかの損害を与えたときには、従業員は会社にその損害を賠償する責任を負う旨の規定を就業規則に設けていることは多いでしょう。さらに、この規定とあわせ従業員が入社するとき等に、従業員の家族等を保証人とする身元保証書の提出を求めることがあります。今回、民法が改正されたことに伴い、この身元保証に関し限度額を定める必要があります。その内容を確認しておきましょう。

1. 労働基準法における損害賠償の規定

労働基準法に、賠償の予定を禁止する規定があります。これは、雇用契約期間の途中で退職したときに違約金を払わせる定めをしたり、会社に損害を与えたときに〇〇円を払わせるといった定めをしたりすることを禁じたものです。禁じた目的は、これらの定めをすることによって、従業員の退職の自由を不当に奪うことがないようにするためにです。

そのため、あらかじめ違約金や賠償額の金額を決めずに、現実に従業員の責任により発生した損害について、賠償を請求すること自体を定めることは、問題ありません。

2. 民法の「保証」に関する改正

このように労働基準法では、従業員に対する賠償の予定は禁止していますが、保証人に対して賠償を求めることや、その賠償額について定めることを禁止する規定はありません。ただし、民法等に保証人に関する規定があり、これに従う必要があります。

今回、その民法が改正されました。具体的には、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額（上限額）の記載がない場合、契約自体が無効となります。これは、保証人が、保証人となる時点でどれだけの債務（賠償額）が発生するかが明確になっていないことで、実際に保証すべき損害が生じたときに、想定外の債務を負うことになるケースがあるからです。

そこで、保証人が想定外の債務を負うこと为了避免るために、「〇〇円」等と明瞭にその極度額を定めることが求められることになりました。

3. 民法改正に伴い必要な対応

入社するとき等に提出を求める身元保証書には、保証人に対する賠償について、次のような具体的な賠償額を定めていない文言となっているケースが多いと考えられます。

従業員が会社に損害を与えたときで、従業員が賠償できないときは、保証人が連帯して賠償する責任を負う。

このような身元保証書については、2020年4月1日以降の締結では、具体的な金額の記載が求められます。ご注意ください。

今回の身元保証に関する改正は、2020年4月1日の施行です。2020年3月31日までに締結された身元保証書は、改正前の民法が適用となるため、既に提出済みの書面をすぐに締結し直す必要はありません。身元保証書の提出は、法律で義務付けられたものではないため、この改正を機に、身元保証書の提出の必要性から検討してもよいかもしれません。



情報セキュリティ10大脅威と企業のセキュリティ対策

情報セキュリティに関する事件や事故は、日々さまざまな形で発生しています。ここでは、独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA）が発表した「情報セキュリティ 10 大脅威 2020」※1 と、企業が行っているデータセキュリティへの対応状況※2 をみていきます。

1. 情報セキュリティの 10 大脅威

上記発表は、2019 年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける事案を、IPA がランキングしたものです。そのうち「組織」の情報セキュリティにおける 10 大脅威は、表 1 のとおりです。

外部からの脅威が多い中、社内に原因のある脅威も含まれています。

2. 企業の対応状況

次に総務省の調査から、企業のデータセキュリティやウイルスへの対応状況について、上位 10 項目をまとめると表 2 のとおりです。

パソコンなどの端末（OS、ソフト等）にウイルス対策プログラムを導入する割合が最も高く、80%を超えていました。また、サーバにウイルス対策プログラムを導入する割合も 60%程度になっています。

企業でのセキュリティ対策は、機器やサービスの使用状況によって異なりますが、自社にとって必要な対策を講じなければなりません。上述の IPA では、サイト上で各種の情報セキュリティ対策に関する情報提供を行っています。自社の対策に不安のある方は、こうしたサイトで確認してみてはいかがでしょうか。

【表 1】組織の情報セキュリティ 10 大脅威 2020

1 位	標的型攻撃による機密情報の窃取
2 位	内部不正による情報漏えい
3 位	ビジネスメール詐欺による金銭被害
4 位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
5 位	ランサムウェアによる被害
6 位	予期せぬ IT 基盤の障害に伴う業務停止
7 位	不注意による情報漏えい（規則は遵守）
8 位	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取
9 位	IoT 機器の不正利用
10 位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止

IPA 「情報セキュリティ 10 大脅威 2020」を決定 より作成

【表 2】データセキュリティやウイルスへの対応状況

上位 10 項目（複数回答、%）

パソコンなどの端末（OS、ソフト等）にウイルス対策プログラムを導入	81.1
サーバにウイルス対策プログラムを導入	59.6
ID、パスワードによるアクセス制御	50.5
社員教育	49.5
OS へのセキュリティパッチの導入	44.2
ファイアウォールの設置・導入	43.6
セキュリティポリシーの策定	35.9
アクセスログの記録	32.0
外部接続の際にファイアウォールを構築	25.1
プロキシ（代理サーバ）等の利用	20.5

総務省「平成 30 年通信利用動向調査（企業編）」より作成

参考文献 : ■ My Komon



新型コロナウイルス対策による 4月開催セミナー延期のお知らせ

新型コロナウイルスの影響拡大に伴い、4月に開催を予定していました次のセミナーにつきましては、延期の対応を取らせて頂くこととなりましたので、ご了承ください。

- ・4月7日(火) 第1回「家族を幸せにする相続セミナー」
- ・4月8日(水) 第2回「そこが知りたかった！税務・会計セミナー」

また、5月以降のセミナーにつきましても、感染拡大の状況によって、延期とさせて頂く場合がございます。

詳細につきましては、弊社ウェブサイトにて随時お知らせしますので、ご確認をお願いいたします。

あとがき 和田です。新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、フラワーフェスティバルも中止になり、オリンピックの延期も決まりました。景気の後退局面では円高になるイメージがあり、100 円割れくらいあるのかなと思っていたのですが、そのようなこともなくドル高が続いている。ドルを確保する動きだとか、円が安全通貨でなくなったとか言われていますが後付けの理由なのでよく分かりません。ただ根拠があるわけではないですがドル高が一段落すると今までのドル高を全否定するような円高が来るのではないかと思っています。どのような状況にあろうとも最悪を想定しておくことは必要だと思いますので慎重に行動していくたらと思います。

【発行】 株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営戦針盤
**Office
Mitsuhiro**

株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中！

